

## 第9章 手続き不要の義務について

### 1 保安教育計画（保安法第27条第1項）

第一種製造者は、従業者に対する保安教育計画を定め、これを忠実に実行しなければならない。

保安教育計画の保存義務については、法令上規定されていないが、保安教育計画に忠実に保安教育を実施する必要があることや、これが忠実に実施されていない場合には、行政機関が忠実に実行するよう勧告すること等ができることから、保安教育計画は、保存するよう指導している。また、保安教育は事業所として従業員に実施するものであるため、保安統括者等監督的立場の者が確認する必要があることから、これらの者の確認が行われたことを記しておくよう指導している。

保安法第27条第6項では、高圧ガス保安協会の高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの種類ごとに保安教育計画を定め、これを公表することと規定されている。

作成については、この保安教育計画の指針を参考とすることができる。

### 2 保安教育の実施（保安法第27条第4項）

第一種製造者は、保安教育計画に忠実に保安教育を実施し、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者は、その従業者に対し、保安教育を施さなければならない。これも、保安教育計画と同様に、保安教育記録の保存義務は法令上規定されていないが、保安教育が十分でないとする場合、行政機関は、保安教育を実施し、又はその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができることから、保安教育記録を作成し、それを保存するよう指導している。

保安教育計画と同様に高圧ガス保安協会には、保安教育を施すにあたっての基準となるべき事項の作成及び公表義務が規定されている。

保安教育実施については、この指針を参考とすることができる。

### 3 定期自主検査（保安法第35条の2）

第一種製造者、第二種製造者（一般則又は液石則適用事業所の場合、処理能力が30 m<sup>3</sup>/日以上事業所及び冷凍則適用事業所の場合、アンモニア又はフルオロカーボン（不活性のものを除く。）を冷媒ガスとする冷凍能力が20トン/日以上事業所（ただし、アンモニアを冷媒ガスとし、ユニット型であるものを除く。）に限る。）及び特定高圧ガス消費者は、定期に保安のための自主検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

定期自主検査は、1年に1回以上、ガス設備又は消費施設が、製造又は消費のための施設に関する技術上の基準に適合しているかを検査するものである。この検査は、保安係員、冷凍保安責任者又は取扱主任者に監督を行わせなければならない。

検査記録は、①検査をしたガス設備又は消費施設、②検査をしたガス設備又は消費施設ごとの検査の方法及び結果、③検査年月日、④検査の実施について監督を行った保安係員、冷凍保安責任者又は取扱主任者の氏名を記載し、保存しなければならない。

定期自主検査の方法については、高圧ガス保安協会が定期自主検査指針を作成している。

4 技術上の基準の維持（保安法第11条、第12条、第18条、第20条の6又は第24条の3）

製造者又は消費者は、高圧ガスの製造又は消費施設の位置、構造及び設備並びに高圧ガスの製造又は消費の方法を技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。貯蔵所の所有者又は占有者は、貯蔵所の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。販売業者は、販売の方法が技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

5 帳簿の記録と保存（一般則第95条各項、液石則第93条各項及び冷凍則第65条）

第一種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者は、帳簿に定められた事項を記載し、これを保存しなければならない。

(1) 第一種製造者（冷凍則適用事業所の場合は、③のみ該当）

記載すべき場合	記載すべき事項	保存年
① 高圧ガスを容器に充填した場合 （高圧ガスを燃料として使用する車両に固定された容器（当該車両の燃料の用に供する高圧ガスを充填するためのものに限る。）に高圧ガスを充填したものを除く。）	充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力 （液化ガスについては、充填質量。以下同じ。）	2年間
② 高圧ガスを容器により授受した場合	充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力、授受先並びに授受年月日	2年間
③ 製造施設に異常があった場合	異常があった年月日及びそれに対してとった措置	10年間

(2) 第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者

記載すべき場合	記載すべき事項	保存年
高圧ガスを容器により授受した場合	充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力、授受先並びに授受年月日	2年間
製造施設に異常があった場合	異常があった年月日及びそれに対してとった措置	10年間

(3) 販売業者（冷凍則適用を除く。）

記載すべき場合	記載すべき事項	保存年
高圧ガスを容器により授受した場合	充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力、授受先並びに授受年月日	2年間
保安法第20条の5第1項の周知を行った場合	① 周知に係る消費者の氏名又は名称及び住所 ② 周知をした者の氏名 ③ 周知の年月日	2年間

## 6 保安管理組織（保安法第33条、一般則第64条第2項及び冷凍則第36条第2項）

### (1) 保安技術管理者代理者及び保安係員代理者

保安技術管理者又は保安係員を選任すべき製造者は、それらの代理者を選任しなければならない。代理者については、必要な免状を保有している必要があるが、どちらも届出義務はない。しかし、保安管理状況が適正であることを確認するうえで必要な情報であるため、広島市消防局では保安技術管理者等届書による提出を指導している。

### (2) 保安について監督させるもの（通称「保安監督者」）

一般則第64条第2項に規定される製造者は、保安統括者に代えて保安監督者を選任することができる。保安監督者を選任した場合は、届出義務はないが、必要な条件を満たしている者を保安監督者に選任していることを確認するため、広島市消防局では、届出の提出を指導している。

### (3) 冷凍取扱責任者及び冷凍取扱責任者代理者

冷凍則第36条第2項に規定される製造者は、冷凍保安責任者及び冷凍保安責任者代理者の選任が必要ないが、製造のための施設及び製造の方法が技術上の基準に適合するため、それらを管理する責任者として、冷凍取扱責任者及び冷凍取扱責任者代理者の選任を指導している。資格及び届出は不要だが、円滑な立入検査等の実施のため、届出の提出を指導している。

### (4) 高圧ガスによる災害の防止に関する講習

保安係員を選任すべき製造者は、保安係員に高圧ガス保安協会等が実施する高圧ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせなければならない。

広島市消防局では、再講習の受講状況を立入検査において確認している。